

国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画

1 背景

国立国会図書館（以下「当館」という。）は、近年、デジタル形式の資料を多く所蔵するようになってきている。平成 12 年から継続的に所蔵資料のデジタル化を進めてきたことに加え、同年には、CD-ROM、DVD など有形の媒体に情報を固定した電子出版物（以下「パッケージ系電子出版物」という。）の納本制度による収集を開始した。さらに、インターネットの発展に対応して、平成 14 年からインターネット情報を収集・保存する事業に取り組み、平成 22 年には、国等の公的機関が発信するインターネット情報の制度的な収集・保存を開始した。平成 25 年からは、民間で出版された電子書籍、電子雑誌等をオンライン資料収集制度により収集・保存している。

しかしながら、デジタル形式の資料には、媒体のぜい弱性、再生装置の入手困難化及び再生ソフトウェア等技術の陳腐化という課題がある。そこで、デジタル形式の資料を適切に管理し、長期にわたる利用を保証するための諸施策が必要となっている。

2 本計画の位置付け

本計画は、1 に示した背景及び「国立国会図書館における資料保存の在り方」（平成 15 年国図収第 37 号）を踏まえ、当館が所蔵するデジタル形式の資料の保存に係る取組の基本的な進め方について定めるものである。

本計画に基づき、具体的な対策を行う際には、必要に応じて計画等を定めて実施するものとする。

なお、平成 31 年度を目途に、本計画の見直しについて検討し、必要に応じ改訂を行うものとする。

3 目的

当館は、国立図書館として、国民の文化的財産・知的資源としての国内出版物を収集・保存し、後世に伝えるという役割を担っている。この役割を果たすため、当館は、所蔵するデジタル化資料、パッケージ系電子出版物、インターネット資料等（以下「デジタル資料」という。）を永く保存し、長期的な利用を保証するために必要な施策を講ずる。

4 対象資料

本計画で対象とするデジタル資料は、次に示すものとする。各資料の数量については別表参照

(1) パッケージ系電子出版物

当館が、納本制度等により、物理的媒体の形式で収集したフロッピーディスク、CD、DVD、Blu-ray Disc 等の電子出版物

(2) インターネット資料等

当館が、インターネット資料収集保存事業によって収集したウェブサイト等のインターネット資料及びオンライン資料収集制度によって収集したオンライン資料

(3) デジタル化資料等

当館が作成又は他機関等から収集した、デジタル化資料¹（保存用データを含む。）及び図書館資料と同等の内容をもつデジタル成果物²で(1)、(2)に該当しないもの

5 基本方針

- (1) デジタル資料の破損・欠損を防止し、長期的な利用を保証するため、組織全体として取組を進める。
- (2) 媒体のぜい弱性、再生装置の入手困難化及び再生ソフトウェア等技術の陳腐化を、当館の基本的役割に係る重要な課題と位置付けて対応に取り組む。
- (3) 保存対策を実施するデジタル資料の優先順位は次の判断基準を考慮して決定することとする。
 - ① 利用の困難性及び劣化状況から発生する保存の緊急性
 - ② 保存のための対策手段が確立しているか否か
 - ③ 唯一性・希少性
 - ④ 長期保存への社会的ニーズ
- (4) (3)の判断基準に基づき、まずパッケージ系電子出版物について着手する。
- (5) この分野における国際的標準化の動向を注視し、可能な範囲で標準化活動にも参画する。国際規格その他既存の標準にできるだけ準拠する。
- (6) デジタル資料の長期保存に係る議論に積極的に関与し、啓発に努める。当館における実践内容を広く発信する。

6 保存対策

保存対策については、デジタル資料の長期保存に必要となる技術動向について、7の調査研究とも連携して、継続的に調査研究を実施し、その成果に基づいて具体的な対策手段が確立したのから、検査方式・頻度、媒体・ファイルフォーマット変換ルール等の具体的実施策の策定を行う。なお、調査研究は継続的に実施し、その成果に基づいて、適宜具体的実施策の見直しを行うものとする。

¹ アナログ媒体資料の代替として利用に供するものとして、画像・音声・動画等の形式で当該アナログ媒体資料をデジタル化したもの

² デジタル形式の画像・音声・動画・テキスト等

具体的実施策の策定に当たっては、次について検討した上でその内容を決定する。

- (1) 定期的な資料³の状態についての検査及び適切な基準に基づく継続的なリスク評価
- (2) 定期的な再生装置の状態確認及び必要に応じた修復・交換作業
- (3) 長期保存の観点から望ましいファイルフォーマットの資料種別ごとの定義及びその公表
- (4) 長期保存・利用保証のために必要なメタデータの整備及びマニュアルやパッケージ等の画像化による当該メタデータの補完
- (5) 次に示す資料の特性その他の状況を踏まえたマイグレーション、エミュレーション等複数の対策手段からの最適な手段の選択
 - ① 再生環境の有無
 - ② 媒体変換の技術的可否
 - ③ 利用可能な複本又は同内容の別媒体での収集の可否
 - ④ ファイルフォーマット変換の技術的可否
 - ⑤ エミュレータの有無
- (6) 対策後における利用提供のための環境等の整備
- (7) マイグレーション後の原資料及び保存対策を講ずることができない資料の適切な環境における保存の継続
- (8) 取組の成果等を踏まえた、デジタル資料の長期保存の必要性及び関連する各種情報に関する、当館ウェブサイトその他の広報媒体を通じた適切な周知

7 恒久的保存基盤の確立に向けた技術的調査研究

ナショナルアーカイブの実現のため、国内関係機関とも連携しつつ、デジタル資料への長期にわたる恒久的なアクセスを保証することを最終的な目的として、恒久的保存基盤の構築に向けた調査研究を実施する。次の要素技術について、海外の動向も含めて調査研究を行う。実施に当たっては、6における調査研究と密接に連携する。

- ① OAIS⁴に準拠したアーカイブ（リポジトリ）システム
- ② 保存のためのメタデータ標準、識別子
- ③ アーカイブ間のコンテンツ交換
- ④ マイグレーション・エミュレーションに係る技術動向、ファイルフォーマットレジストリの構築動向
- ⑤ コンテンツ閲覧の標準化（閲覧用のAPI）
- ⑥ 権利情報や利用（アクセス）に関するメタデータとその表示方法
- ⑦ その他、関連する技術や標準に関すること

³ 別媒体にマイグレーションした場合にはマイグレーション後の資料を含む。

⁴ 国際標準規格 ISO 14721:2012 “Reference Model for an Open Archival Information System”

8 他機関との協力・連携

電子情報保存に関する国際学術会議（iPRES）等の関連する会議・イベント等に職員を派遣し、国内外の関係機関、企業等との情報共有及び連携を促進する。

9 進捗管理等

デジタル資料の長期保存は、当館として部局横断的・全館的に取り組むべき課題であり、電子情報部門、収集・書誌・保存部門及び利用提供部門が連携して施策を実施する。本計画に係る調整及び進捗管理は、電子情報部が行う。

なお、調査研究については、「6 保存対策」の領域は関西館が、「7 恒久的保存基盤」の領域は電子情報部がそれぞれ分担するが、実施に当たっては両者が密接に協力して進めるものとする。

(別表)

デジタル資料の所蔵数

	種類	数量 (概数)
パッケージ系電子出版物	フロッピーディスク	13,000 点
	CD、DVD	735,000 点
	Blu-ray Disc	8,000 点
	その他 (ROM カートリッジ、MO、USB、SD カード等)	5,000 点
	計	761,000 点
インターネット資料等	インターネット資料	3,846,758,000 ファイル
	オンライン資料	677,000 ファイル
	計	3,847,435,000 ファイル
デジタル化資料	画像	217,140,000 ファイル
	音声 (DAISY 含む)	1,190,000 ファイル
	動画	300 ファイル
	その他 (点字データ)	100 ファイル
	計	218,330,400 ファイル

※ 一部外国刊行資料を含む。

(平成 28 年 1 月現在)